

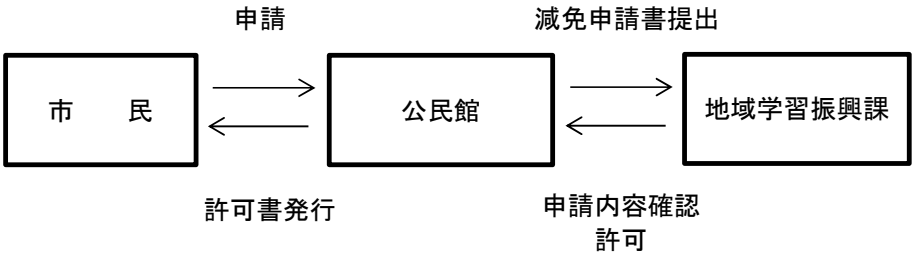
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	夜間照明施設使用料の減免	
処 分 の 概 要	夜間照明施設使用料の減免を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年条例第31号）	
条 項	第4条	
所 管 課	地域学習振興課	
経由機関での処理期間		即日
所管課での処理期間		即日～7日
標準処理期間		計 即日～7日
審査基準	<p>松山市学校体育施設の開放に関する規則第9条の各号に該当する場合、及び松山市立学校開放体育施設管理運営細則第4項の2号、3号に基づく利用を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例</p> <p>（使用料の減免） 第4条 委員会は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。</p> <p>松山市立学校体育施設の開放に関する規則</p> <p>（使用料の減免） 第9条 松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例第4条の規定により夜間照明施設使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 教育委員会が主催する場合 (2) 地区住民全体が参加対象となる場合 (3) その他公共的目的のため使用する場合 (4) 青少年の健全な育成に資すると教育委員会が認めた場合</p> <p>松山市立学校開放体育施設管理運営細則</p> <p>4. 使用料 (2) 使用料の減免を受けようとする者は、学校開放体育施設使用料減免申請書（第10号様式）を使用予定の前日までに教育長へ提出し、使用料減免許可書（第11号様式）の交付を受けなければならない。 (3) 松山市立学校体育施設の開放に関する規則第9条第4号に規定する教育委員会が認めた場合は、松山市スポーツ少年団に加盟している団体が使用する場合とする。この場合において、使用時間は、午後6時30分から午後7時30分までの範囲内で各管理運営委員会が決定する。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。